

用語解説

用語	ページ	説明
【アルファベット・数字】		
BMI (Body Mass Index)	p.6 p.9	肥満の判定に用いられる体格指数。 BMI＝体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)であらわされる。 BMI 値が 18.5 未満が痩せ、 18.5 以上～25 未満が標準、25 以上～30 未満が肥満、 30 以上が高度肥満と判断される。
GAP (Good Agricultural Practice: 農業生産工程管理)	p.26 p.27 p.48	農業における、食品安全や環境保全、農作業安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。
JGAP (Japan Good Agricultural Practice)	p.27	食の安全、環境保全及び農作業安全等に取り組む農場に与えられる日本発の GAP 第三者認証制度。 平成 19 年に開始し、日本国内で最も主要な GAP とされている。対象は青果物・穀物・茶であったが、平成 29 年より家畜・畜産物が加わった。
SDGs (Sustainable Development Goals: 持続的な開発目標)	p.15 p.35	地球上に「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す国際目標。 2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられている。2030 年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されている。

【あ行】

安心いちばんおおいた産 農産物認証制度	p.27	安全・安心な取組を認証するために、県独自の 3 つの要件①生産履歴の整備、②農産物安全チェック、③残留農薬自主検査を満たす取組や、更に化学合成農薬及び化学肥料の使用を低減する取組を認証機関が認証し、認証マークを表示して販売する制度です。 県内で栽培される野菜、果実及び穀類、豆類、茶類の乾燥調整したものを対象にしています。
うま塩メニュー	p.45	美味しい工夫を施した、1 食あたりの食塩相当量が 3 g 未満のメニュー。
エコライフ	p.27 p.47	省資源・省エネルギーに取り組むなどの環境に負荷をかけない暮らし。

大分県版GAP認証制度	p.27	平成30年に開始した、JGAP認証へのステップアップを目指す、県独自のチャレンジ用のGAP認証制度。国のGAPガイドラインに準拠し、東京オリンピック・パラリンピック食糧調達基準（必須要件）を満たしている。令和3年3月末終了。
大分乾しいたけトレーサビリティシステム	p.43	大分県産の乾しいたけ製品の一つ一つに固有のシリアル番号と「大分しいたけ」のシンボルマークを付与することで、大分県内で生産された乾しいたけであることを証明するシステム。 大分県内の多数の生産者と「大分乾しいたけトレーサビリティ協議会」に参加する産地市場・袋詰め業者が協力して取り組んでいる。
トレーサビリティシステム		食品などの生産や流通に関する履歴情報を追跡・遡及することができる方式。生産者や流通業者は、媒体（バーコード、ICタグなど）に食品情報を集積するなどし、それを消費者などが必要に応じて検索できるシステム。
オーガニックフェスタ	p.27	県内で有機農業に取り組む生産者と消費者をつなぐイベント。生産者や加工食品製造業者、飲食店等が出展し、農産物等を販売する。また、オーガニックの意義について考える場となっている。

【か行】

国東半島宇佐地域世界農業遺産	p.2 p.26 p.44	世界農業遺産とは、2002年に国際連合食糧農業機関（FAO）によって創設された、次世代に継承すべき伝統的な農業のシステムを認定し、その保全と持続的な利用を図る制度。国東半島宇佐地域のクヌギ林とため池によって、持続的に維持されている原木しいたけ生産をはじめとする「循環型の農林水産業」の営みが世界的に価値あるものとして2013年に認定された。
環境保全型農業	p.27 p.47	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、化学合成農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。有機農業やIPM、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動も含む。

孤食	p.46	孤食（こしょく）とは一人で食事を取ることを。
個食	p.46	家族と一緒になのに自分の好きなものだけを単品で選ぶこと。

【さ行】

生涯健康県おおいた 21 推進協力店（健康応援団）	p.45	県民健康づくり計画「生涯健康県おおいた 21」を実現するため、県民の健康づくりを支援する環境の整備として、県民の生活に関連の深い店舗や事業所等の各種関係団体等と計画の趣旨を共有し、賛同して健康づくりに取り組む団体等。毎年、所管の保健所を通じて積極的な参加を勧めている。
食品安全モニター	p.11	内閣府食品安全委員会では、広く国民から食品安全委員会の運営に関する提案等を受けることを通じ、国民の声を活かした委員会の運営を図るため、委員会が依頼するもの。
食品ロス	p.2 p.15 p.28 p.46～ p.48	賞味期限・消費期限切れや食べ残しや過剰除去（皮を厚く剥く等）により、本来食べることができたものがごみとなったもの。
生活習慣病	p.6 p.22 p.34 p.36 p.40	日常の生活習慣によって引き起こされる病気の総称で、その定義は、「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群」とされている。脂質異常症、高血圧、糖尿病、肥満、骨粗鬆症、がんなどが代表的。
総合的病害虫・雑草管理（IPM）	p.27 p.46～ p.48	化学的防除、生物的防除、物理的防除、耕種的防除等利用可能な様々な防除技術の経済性を考慮しつつ慎重に検討し、病害虫の発生・増加を抑えるための適切な手段を総合的に講じる取組。
ソーシャルメディア	p.3～ p.5	誰もが参加できる広範的な情報発信技術を用いて、社会的相互性を通じて広がっていくように設計されたメディア。双方向のコミュニケーションができることが特長である。

【た行】

地産地消（ちさんちしょう）	p.1 p.14 p.23 p.24 p.31 p.32 p.35 p.42~ p.44	地元で生産されたものを地元で消費すること。地域の消費者ニーズに即応した農林水産物の生産と生産された農林水産物を地域で消費しようとする活動を通じて、生産者と消費者を結びつける取り組み。
とよの食彩愛用店	p.24 p.42 p.45	県産食材を積極的に利用した料理等を提供されている飲食店を登録するもの。

【な行】

日本型食生活	p.23 p.43	ごはんを中心に魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類、果物、茶といった多様な副食等を組み合わせて食べる、栄養バランスに優れた食生活。
農業経営体	p.13	農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、①経営体耕地面積が30a以上、②農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数等、一定の外形基準以上の規模（露地野菜15a、施設野菜350㎡、搾乳牛1頭等）、③農作業の受託を実施、のいずれかに該当するもの。
農産物「安心おおいた直売所」取組宣言	p.48	大分県が示した農産物の安全管理に必要な取組（①農薬適正使用の周知、②安全確認チェックの実施、③農薬指導士の設置、④残留農薬検査の実施）を実践する直売所。
農薬指導士	p.27 p.48	農薬の販売者や使用者等による安全かつ適正な取扱や使用を推進するため、指導的役割を果たすべき者を都道府県が認定する制度。大分県では、平成15年より開始し、平成30年には3年毎の更新制を導入した。

【は行】

フレイル	p.38	加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態。一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像。
ビストロおおいた認定店	p.42	とよの食彩愛用店のうち県産食材を年間通じて使用し、それを中心としたメニューを積極的に提供する意欲がある飲食店。

【や行】

野菜ソムリエ	p.27	野菜や果物の目利き、栄養、素材に合った料理法などの専門の知識を持っていることを日本野菜ソムリエ協会が認定する民間資格。
有機農業	p.2 p.27 p.32 p.47	生物の多様性、生物学的循環及び土壌の生物活性等、農業生態系の健全性を促進し強化する全体的な生産管理システム。

【ら行】

リスクコミュニケーション(食のリスクコミュニケーション)	p.36 p.41	消費者、事業者、行政担当者などの関係者の間で情報や意見をお互いに交換しようというもの。関係者が会場などに集まって行う意見交換会、新たな規制の設定などの際に行う意見聴取（いわゆるパブリック・コメント）が双方向性のあるものだが、ホームページを通じた情報発信などの一方向的なものも広い意味でのリスクコミュニケーションに関する取組に含まれる。
六次産業化・地産地消法	p.1~2 p.41	平成22年12月3日に公布された「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」の略称。農林漁業者等による加工・販売への進出等の「6次産業化」と地域の農林水産物の利用を促進する「地産地消等」に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業の振興等を図ることを目指している。